

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見（1 / 13）

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp

意見

・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）

全体

第2 III 今後のスケジュール

・ 意見内容

- ① パーソナルデータの利活用のために個人情報保護法改正が議論されているが、日本だけ先走りして過度な規制強化のルールを導入するのであれば時期尚早であり、諸外国での状況も見極めながら慎重に検討すべきである。
- ② ルール内容の検討については、データ利活用企業の意見を十分に聞いたうえで進めるべきであり、その枠組みの構築を明確に記述すべきである。

・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

- ① 本件については、以下個別論点で述べるとおり議論すべき点が多くあり、諸外国でもまだどのようにルール化すべきか議論を重ねているところである。ビックデータ・パーソナルデータの利活用による新たな付加価値の創造こそ成長戦略の重要な項目であり、パーソナルデータの保護と利用のバランスをいかに図るかは非常に重要である。したがって、諸外国での検討状況も見据えながら、日本だけガラパゴスな過度の規制を導入することでかえって世界のデータ利活用の潮流から取り残されないように十分留意すべきである。
- ② 今回の大綱では、多くの部分の制度設計が不明確なままであることから、現時点においてすべての事項に対して事業者が意見を出すことが極めて困難であり、また、真にデータの利活用になるものになるのかは、今後の政府部内の検討にゆだねられてしまうことになる。その意味で、第12回の検討会終了後の山本大臣のご挨拶にもあったように、データ利活用企業の意見を聞くことは必須であり、引き続き継続的に意見を聞き、検討内容に反映させるオープンな仕組みを明確に構築すべきである。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(2/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第2 I 制度改正の趣旨</p> <p>・意見内容</p> <p>① グレーゾーンへの対応をすることで利活用の壁を取り払うとの趣旨であるが、必ずしもそのようなことにはならないため、該当記述を削除すべきである。</p> <p>② 個人の権利利益の侵害「に結びつくような」事業者の行為を未然に防止するとあるが、不適切なため削除すべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① 特定の個人の識別に結びつく蓋然性が高いことを理由にして現行の個人情報の範囲を広げること自体が新たなグレーゾーンを作ってしまう、問題の解決に必ずしもならない。</p> <p>② プライバシーは相対的なものであり、一律に事前抑止的な規制をすることはなじまない。侵害行為ではなく侵害「に結びつくような」事業者の行為を「未然に防止する」というアプローチは、外延が極めてあいまいであり過剰規制である。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(3/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N 8 1 1
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第2-II-1 本人の同意がなくてもデータの利用を可能とする枠組みの導入等</p> <p>・意見内容</p> <ul style="list-style-type: none">・特定可能性を低減させたデータについて、①開示請求等の対象ではないこと、②当該データを取扱うことについて事前規制を設けないこと、③他国との情報移転の要件は適用されないことを確認したい。 <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <ul style="list-style-type: none">・特定可能性を低減させたデータは、個人情報とはその性質上区別して扱われるべきであり、データ流通の観点や特定可能性を低減させた本来の目的に反することを求めるべきではないため、念のため確認する。	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(4/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3-Ⅲ-1-(1)保護対象の明確化及びその取扱い</p> <p>・意見内容</p> <p>① データの保護範囲については、現状の表現を削除し、データ利活用の実態及び予想される事態等を十分に踏まえた上で、保護範囲拡大の必要性があるのかどうかを含めて慎重に検討すべきことを記述すべきである。</p> <p>② 第三者機関の事前相談が必須のような制度設計にならないよう留意する必要がある。</p> <p>③ 保護対象の見直しに当たっては、データ利活用事業者の意見を反映させる仕組みを構築することを明記すべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① 現行の個人情報より保護対象を拡大するものとして「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」の中から明確化すると述べられているが、その外延及び保護すべき必要性・理由が定かでない。利活用の壁を除去することを理由にしているが、外延が不明確のままでは、かえって新たなグレーゾーンをつくる可能性が高い。</p> <p>② プライバシーは相対的なものであり、一律に事前抑止的な規制をすることはなじまないもので、その範囲を拡大することについては慎重に検討すべきである。例えば、現行行われているPOSデータ分析による販売方法改善、購買履歴等の活用がかえって後退することになれば、データ利活用をきっかけに始まった検討の趣旨に逆行する(※)。事業実態に十分留意する必要がある。</p> <p>(※)流通事業者がもともと店頭POSにより匿名で取得している購買履歴について店頭の顧客に同意を取ることは現実的ではなく、一方、取得したデータの特定可能性を低減させれば、そもそもクーポンやポイント付与等のサービスができなくなる。</p> <p>③ 個別の事案に関する事前相談が事実上必須化された場合には、第三者機関に大量の事前相談が持ち込まれることになり、その判断が出るまでにサービスができなくなることから、データ利活用という目的が達成されない。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(5/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3-Ⅲ-1-(2)機微情報</p> <p>・意見内容</p> <p>① 「社会的身分」は、出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位に限定することを明記すべきである。</p> <p>② 取得した既存情報を分析した結果、機微情報に該当する情報を取得するという事態になることがあった場合には、取扱い禁止には該当せず別の対応をとるといった例外措置を検討することを明記すべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① 機微情報という概念は、原則取扱い禁止を行うことを検討するものなのでそれほどの重大な利益に関わるものに限定されるべきである。社会的身分という用語は必ずしも明確でなく、たとえば勤務先や年収といったような情報も含まれる可能性があるので外延を明確化すべきである。その際、憲法上の解釈でも有力とされている解釈(帰化人の子孫、嫡出子・非嫡出子、特定の地域の出身者などといった、出生によって決定され自己の意思で変えられないものに限る)を参考とすべきである。</p> <p>② 取得した既存情報を分析した結果、機微情報に該当する情報を取得するという事態になることがありえるが、その場合にも適正な制度設計にしないと機微情報ではない種々の情報取得に萎縮効果が出る可能性もある。そのため、そのような場合には、取扱い禁止にはせず、当該情報を適正に取り扱う等のルールを別途定めるなどの例外措置を検討する必要がある。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(6/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3-Ⅲ-1-(3)-②</p> <p>・意見内容</p> <p>① 利用目的が外形上大きく異なることだけをもって弾力的な取扱いを排除されないよう十分な検討が必要であるので表現を適正化すべきである。</p> <p>② 利用目的の変更時の手続きにおける本人が十分に認知できる手続きとしては、ウェブサイト上での公開等を含めて多様なものを認めるべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① データ利活用によるイノベーションは、当初は想定できなかったことにも利用できる可能性を見出すことにも発現されるので、その意味から、データの持つ多角的な価値を適時かつ柔軟に活用できる環境を整備することを指摘していること自体は支持する。一方で、多角的な価値を発現させようと思えば思うほど、外形的には利用目的が大きく異なってしまうことが予想されるので、外形上の大きな変更の一時を持って弾力的な取扱いが排除されるのは適切でない。脱法的な悪質事業者を排除しながら、多角的な価値を活用しようとする適正な事業者の活動を支援する環境を整備する方策を検討する必要がある。</p> <p>② 利用目的の変更時の手続きにおける本人が十分に認知できる手続きとしては、住所等を必ずしも知らない可能性もあるので、ウェブサイト上での公開等を含めて多様なものを認めるべきである。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(7/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。） 第3-Ⅲ-1-(3)-③</p> <p>・意見内容</p> <ul style="list-style-type: none">・第三者機関への届出・公表など必要な措置の記述は削除すべきである。 (なお、他の箇所も含め、第三者機関への事前届出等は一般的に不要である) <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>各事業者がプライバシーポリシーで公表することで情報提供は可能なので不要である。また、第三者機関の実効性を担保するには、過度な事務処理を行わせることは不可能であり、制度設計でも届出等の事務はなくすべきである。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(8/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3-Ⅲ-2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設</p> <p>・意見内容</p> <p>① 加工方法や同意の取得方法に限らず、安全管理措置など各種ガイドライン等で規定されるような事項についても広く民間の知見を活用することを明記すべきである。</p> <p>② 自主規制団体への加入は自由であり、運用としても、非加入事業者に不合理な差別的取扱い等をしてないようにすることを明らかにすべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① 民間主導による自主規制ルールとしては、加工方法や同意取得方法に限られるものではなく、事業の実態や技術の進展等に対応できるよう、種々の場面で民間の知見を活用する仕組みが不可欠である。</p> <p>② 自主規制団体が強制であるとの運用が事実上なされた場合は、自主規制団体のルールが事業の参入障壁や多様な技術等の活用の障害になる可能性にも十分留意する必要がある。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(9/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。） 第3-IV-1-(1) ・(2)</p> <p>・意見内容</p> <p>① 第三者機関の委員及びその事務局に、ビジネス実務に十分精通した事業者内の専門家を積極的に登用すべきである。（委員の半数、事務局員の半数を民間実務家からの登用とするべき）。また、海外事情にも精通していることが必要である。</p> <p>② 第三者機関の権限である「立入り検査・公表」等については、その内容及び手法について導入を含めてさらなる議論が必要であり、権利行使要件も限定的かつ明確にすべき。</p> <p>③ 「自主規制ルールの認定等を行う」は、「ルールまたは民間団体の認定等」に変更すべき。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① 第三者機関は、事業実態や技術革新を適時適切に反映する必要がある。</p> <p>② 第三者機関の権限行使は、萎縮効果がないよう謙抑的であるべきである。法に基づく適正な執行が必要だとしても、その内容及び手法は法目的の達成に沿って種々ありえるものであり、さらに議論が必要である。権限行使要件も必要な目的の達成に必要な範囲で限定的であるべきであり、仮に不当な権限行使が行われた場合には司法上の救済が求められるように整備すべきである。</p> <p>③ 自主ルールを尊重するという全体の大きな考え方に従えば、第三者機関の自主規制への関与のあり方は、ルール内容そのものだけでなく、自主規制団体が手続き上公正に運営されているかどうか、透明性が図られているかどうか等をチェックするという方法もあるべきと考える。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(10/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3-IV-1-(3)各府省大臣との関係</p> <p>・意見内容</p> <p>データ利活用の阻害にならないようさらなる議論が必要である。仮に第三者機関を作るにしても本当にワークする仕組み(事業実態に詳しいすべての事業所管大臣の知見を活用)が必要であるため、現行の記述をあらためさらなる検討が必要であることを明記すべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① 今回の制度は、パーソナルデータの保護と利活用の適切なバランスをはかり、成長戦略としてのデータ流通促進を図ることにある。その意味にふさわしい組織制度になるための制度的担保が必要十分に行われるのか引き続き議論が必要である。</p> <p>② 今回の案では、第三者機関にかなり業務が集中しており、事業実態に配慮しながら迅速な対応ができるのか極めて疑問である。たとえば、第三者機関は、最終的な処分である勧告・命令にリソースを集中させ、事業所管大臣は、自らの知見を生かして第三者機関をサポートし、勧告・命令の発動の際にも知見を提供するといったことも含めて制度を検討すべきである。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(11/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3-IV-3 開示等のあり方</p> <p>・意見内容</p> <p>① 今回、民事上の請求権を導入する必要性、立法事実をまずは明確にしてほしい。</p> <p>② 仮に導入するとしても、濫訴防止策や裁判外の行使の濫用防止策の検討が不可欠である。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① 今回の大綱では、開示等のあり方の規律を定めることの理由が書いていない。当連盟では、現状の行政規制だけではどのような不都合が生じなぜ不十分なのか不明であり、導入する必要性、立法事実が不明確であることを従来より指摘している。</p> <p>② 萎縮効果がおきかないよう濫訴防止の実行策をとるとともに、裁判外行使についても濫用のおそれがありえるのでそこも含めて検討すべきである。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(12/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp
意見	
<p>・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3-V-3 他国との情報移転 第3-III-3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み</p> <p>・意見内容</p> <p>① 適合性認証する民間団体の認定等の仕組みが書いてあるが、その内容が不明確であり、民間事業者の各種取組みを阻害することがないように留意が必要である。</p> <p>② 他国との情報移転に際しては必ず契約締結を必須とするのではなく、一定の例外要件（個人がすでに同意している場合、移転がサービスの提供に必要な場合、緊急事態、詐欺対策など契約締結が不可能な状況の場合など）を設けるべきである。また、契約の締結等の「等」には、契約締結ではない「技術的なセキュリティ措置が施されている場合」も含むとすべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>① 認定等の仕組みが明らかではなく、越境移転を行う民間事業者の事務負担をいたずらに増加させることがないようにその必要性を含めて検討が必要である。また、APEC CBPRのような取組みを阻害することがないように検討するべきである。</p> <p>② 外国の例では、データ移転の方法について契約締結以外の方法も認めており、多様な対応が認められるべきである。</p>	

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見(13/13)

今回の大綱自体が多くの部分が不透明であることもあり、今後行われる詳細な制度設計の検討において明確化されるところもあることから、引き続き議論の進捗等により意見を出す予定であり、今回提出した意見がすべての意見ではないことをあらかじめ留保する。

氏名	一般社団法人新経済連盟
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー 8階 N811
電話番号	050-5835-0770
メールアドレス	info@jane.or.jp

意見

- ・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）
第3-VII-2 いわゆるプロファイリング
- ・ 意見内容
 - ・ プロファイリングという内容で、現状適切に行われている一般的な種々のセグメント分け等が規制されないようにすべきであり、慎重な検討が必要である。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）
 - ・ 権利侵害という被害実態をまずは把握することが必要でありそれを欠いたままでの検討は、現行の適切な行為まで広く規制をすることにもつながりかねないので、慎重に対応すべき。